

廃止となる保育園の跡地利用に係るサウンディング型市場調査実施要領

1 目的

富士市では、市全体としてバランスのとれた施設の再編を行うため、平成 31 年 3 月に「富士市公立教育・保育施設再配置計画個別計画」を策定しました。

この再配置計画により、令和 7 年 3 月末をもって富士市立浜保育園及び森島保育園が廃止となることから、購入希望・賃借希望と併せて、建物全体の利用に限らず、建物の一部のみの利用、建物を解体した後の敷地の利用など、富士市の活性化につながる廃止後の利用方法についての提案や要望を広く求めるサウンディング型市場調査を実施します。

2 対象施設

●富士市立浜保育園

所 在 地：富士市鮫島 592 番地の 10

敷地面積：2,001.40 m²

延床面積： 528.77 m²

建 物：RC造 2 階建（昭和 58 年築）

●富士市立森島保育園

所 在 地：富士市森島 160 番地の 1

敷地面積：2,188.66 m²

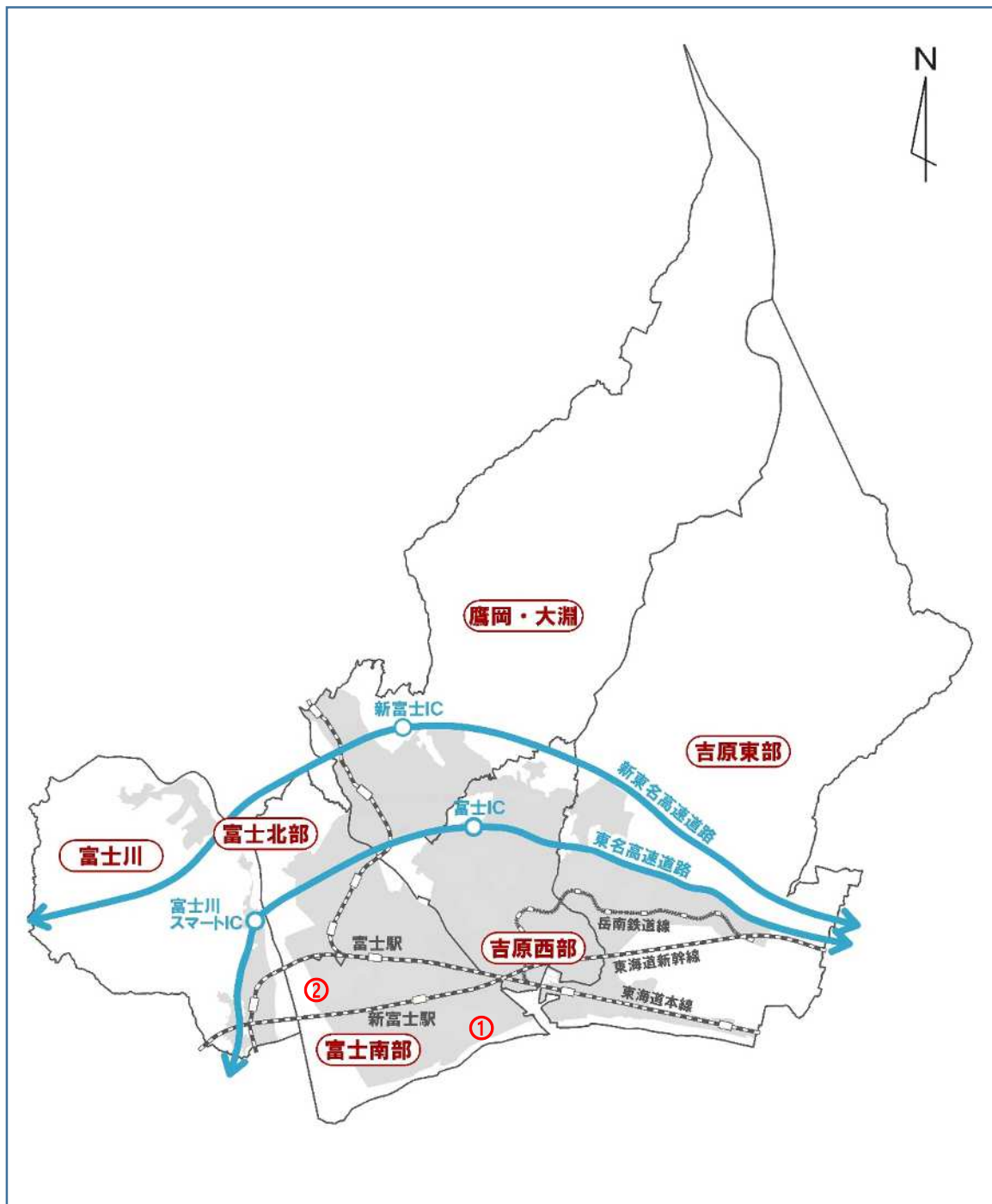
延床面積： 584.40 m²

建 物：木造 1 階建（昭和 53 年築）

3 調査のスケジュール

内 容		時 期
調査の実施の公表（募集開始）		令和 6 年 9 月 9 日（月）
対象施設現地見学会（希望者のみ）	浜保育園	令和 6 年 9 月 24 日（火）
	森島保育園	令和 6 年 9 月 26 日（木）
提案・要望の募集締め切り		令和 6 年 10 月 18 日（金）
調査結果の公表		令和 6 年 10 月 31 日（木）

4 対象施設の位置図



- ① 富士市立浜保育園 所在地:富士市鮫島 592 番地の 10 (富士南部圏域)
- ② 富士市立森島保育園 所在地:富士市森島 160 番地の 1 (富士南部圏域)

5 対象施設の概要

①富士市立浜保育園

○外観



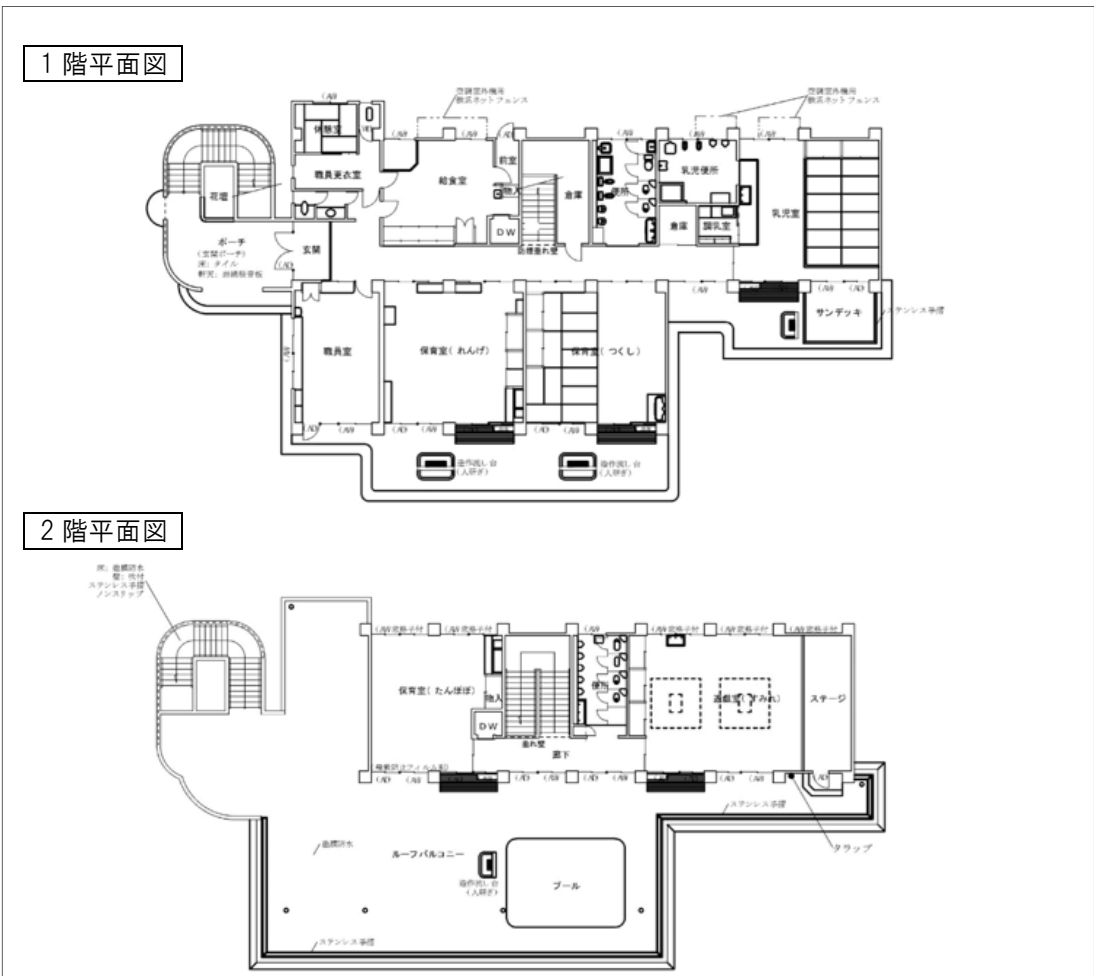
○土地(敷地)

地 番	地 目	地 積
鮫島 592-10	宅地	445. 00 m ²
鮫島 592-14	宅地	66. 00 m ²
鮫島 594-10	宅地	690. 00 m ²
鮫島 594-11	宅地	127. 00 m ²
鮫島 594-13	宅地	17.82 m ²
鮫島 594-14	保安林	160.00 m ²
鮫島 594-15	保安林	434.00 m ²
鮫島 594-16	保安林	51.00 m ²
鮫島 594-17	保安林	57.00 m ²
計 9 筆		2,047.82 m ²

○敷地及び建物配置図



○建物平面図



○法令等に基づく制限

区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建ぺい率	60%
容 積 率	200%
保 安 林	伐採や開発行為は許可を要する
接 道	不確定であるため、児童福祉施設以外に用途を変更する場合には許可を要する

○処理供給施設の状況

電気	あり（東京電力）	上水道	あり（市水）
ガス	あり（都市ガス）		

②富士市立森島保育園

○外観



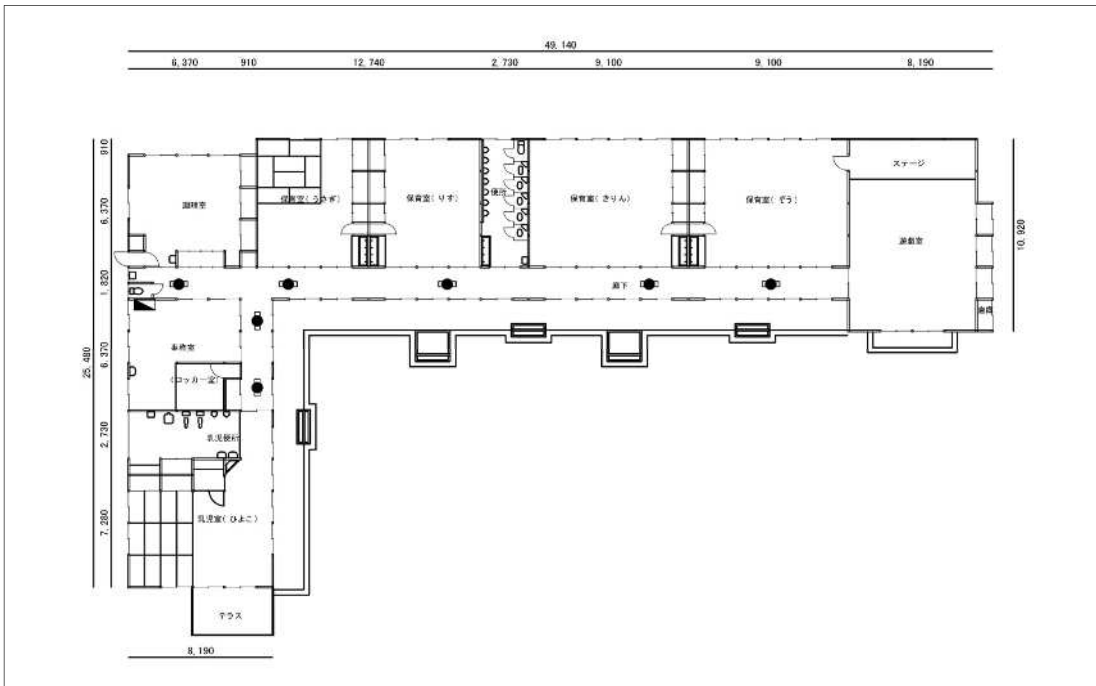
○土地(敷地)

地 番	地 目	地 積
森島 159-3	宅地	159. 00 m ²
森島 159-5	宅地	94. 17 m ²
森島 160-1	宅地	1,935. 60 m ²
計 3 筆		2,188. 77 m ²

○敷地及び建物配置図



○建物平面図



○法令等に基づく制限

区域区分	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%
容積率	150%

○処理供給施設の状況

電気	あり（東京電力）	上水道	あり（市水）
ガス	あり（都市ガス）		

6 調査の実施

(1) 調査の参加資格

民間企業、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体、個人
ただし、次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する者は調査に参加することができません。

(ア)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定する者。

(イ)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11
年法律第225号)に基づく再生手続開始及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく
破産手続開始の申立てをしている者。

(ウ)役員等(業務を執行する役員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、
その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取
締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者
をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日
から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者。

(エ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴
力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

(オ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え
る目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

(カ)役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると
認められる者。

(2) 調査参加の申込

調査の参加を希望する者は、別紙「参加申込書」(富士市ウェブサイトからもダウンロード可)に、
必要事項及び提案等を記入し、郵送、FAX、電子メール又は直接持参により、募集期間内に保
育幼稚園課までご提出ください。

○募集期間 令和6年9月9日(火)～令和6年10月18日(金)午後5時まで

○参加申込先

富士市役所 こども未来部 保育幼稚園課 入園担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

FaX:0545-55-2979

Mail:hoikuyouchien@div.city.fuji.shizuoka.jp

現地見学会(事前申込制・希望者のみ)

調査の参加を希望する者を対象に、施設の現地見学会を開催します。

現地見学会は、事前申込制となりますので、保育幼稚園課までご連絡ください。

○日程等

浜保育園 : 令和 6 年 9 月 24 日(火) 午後 2 時～午後 3 時

森島保育園: 令和 6 年 9 月 26 日(木) 午後 2 時～午後 3 時

○事前申込先

富士市役所 こども未来部 保育幼稚園課 入園担当

TEL:0545-55-2762

Mail:hoikuyouchien@div.city.fuji.shizuoka.jp

(3) 提案・要望に対するヒアリング

「参加申込書」の受付後、提案・要望内容に関するヒアリングを実施します。

(実施日時及び会場は、調整の上、後日連絡いたします。)

○ヒアリング実施期間 令和 6 年 10 月 21 日(月) ～ 令和 6 年 10 月 31 日(木)

○ヒアリング所要時間 1 者あたり1時間程度

7 調査結果の公表

調査結果については、令和 6 年 10 月 31 日(木)に富士市ウェブサイトで公表します。

公表にあたりましては、事前に調査参加者に連絡し、参加者等の名称は公表いたしません。

8 その他

(1) 調査に係る費用

調査の参加に要する費用は参加者の負担となります。

(2) 跡地利用策の決定

調査の結果を踏まえ、必要度・緊急度・費用などを総合的に判断し、施設の跡地利用策について決定します。

【問い合わせ】

富士市役所 こども未来部 保育幼稚園課 入園担当

電話:0545-55-2762 FaX:0545-55-2979

Mail:hoikuyouchien@div.city.fuji.shizuoka.jp

(別紙)

参加申込書(サウンディング型市場調査)

参加者名 (法人名・団体名)			
住所 (所在地)		〒	
法人・団体の場合 担当者		所属部署	
		担当者名	
		電話番号	
		E-mail	
提案施設		☐ 富士市立浜保育園 ☐ 富士市立森島保育園 ※該当の提案施設に✓を入れてください	
提案・要望	提案①	用途	
		内容	
	提案②	用途	
		内容	
	提案③	用途	
		内容	
提案・要望に対する ヒアリング希望日		第1希望	月 日 (曜日)
		第2希望	月 日 (曜日)
		第3希望	月 日 (曜日)